# 心とからだの健康づくり指導者 登録規程

規程 第 2 6 7 号 制定 平成 9年4月1日 改正 平成 13年7月1日 改正 平成 15年4月1日 平成 17年4月1日 平成 19年7月1日 平成 22年10月1日 平成 25年10月1日 令和元年5月27日 令和 3年4月1日 令和 4年9月29日 改正 令和 5年12月1日 (施行 令和 6年1月1日)

中央労働災害防止協会

(目的)

第1条 本規程は、心とからだの健康づくり指導者(以下「THP指導者」という。)の登録を推進するとともにその専門的知識等資質の向上に努め、働く人の健康保持増進対策に関する専門分野の十分な知識と技能を有する指導者を育成することにより、働く人の健康保持増進対策の的確な推進及びTHP指導者の社会的評価の向上を図ることを目的とする。

#### (THP指導者の登録)

- 第2条 中央労働災害防止協会(以下「中災防」という。)は、「事業場における労働者の健康保持 増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)」に基づく取組を促 進するため、「健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修等に関する業務規程(平成9 年規程第266号)」(以下「業務規程」という。)第3条に掲げる研修(以下「専門研修等」とい う。)を修了した者を、その申請に基づき、THP指導者としてTHP指導者登録名簿に登録す る。
- 2 前項の登録は、次に掲げるTHP指導者の種別ごとに、それぞれ次に掲げる名称により行うものとする。
  - (1) 健康測定専門研修を修了した医師 健康測定研修修了医師
  - (2) 運動指導専門研修を修了した者 ヘルスケア・トレーナー
  - (3) 運動実践専門研修を修了した者 ヘルスケア・リーダー
  - (4) 心理相談専門研修を修了した者 心理相談員
  - (5) 産業栄養指導専門研修を修了した者 産業栄養指導者
  - (6) 産業保健指導専門研修を修了した者 産業保健指導者
  - (7) 健康づくり推進スタッフ養成研修を修了した者 健康づくりマネジャー

## (登録の申請及び名簿への登録)

- 第3条 登録を受けようとする者は、THP指導者登録申請書(様式第1号)又は中災防Webサイト内のオンライン申請フォームに必要事項を記載し、第12条に定める手数料を添えて中災防に提出することにより登録の申請を行う。
- 2 前項の場合において、登録の対象となる専門研修等を修了した後3年を経過しているときは、 第10条第2項に規定する活動単位を登録申請前3年以内に6単位以上取得したことを証する書 類をレベルアップ研修履修等証明書(様式第2号)に添付し、前項に定める書類とともに提出す るものとする。
- 3 中災防は、第1項の規定に基づき登録の申請を行った者が次のいずれかの要件を満たすと認められるときは、その者について第2条第1項に規定する登録を行い、登録をしないときは、理由を付してその旨を通知する。
  - (1) 専門研修等のうちいずれかを登録申請前3年以内に修了したこと。
  - (2)専門研修等のうちいずれかを修了した後、第10条第2項に規定する活動単位を登録申請前3

年以内に6単位以上取得したこと。

4 第1項のTHP指導者登録申請書及び第2項のレベルアップ研修履修等証明書に添付された 書類及び送信されたデータは、審査後速やかに廃棄するものとする。

#### (THP指導者登録名簿)

- 第4条 第2条第1項のTHP指導者登録名簿は、データベース (情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。) に次に掲げる事項を記録することにより調製するものとする。
  - (1) 登録番号
  - (2) 情報送付先(勤務先名称、勤務先郵便番号、勤務先所在地、勤務先所属部課名、勤務先電話番号、自宅郵便番号、自宅所在地、自宅電話番号)
  - (3) 情報配信先 (E-mail アドレス)
  - (4) 都道府県コード及び都道府県名
  - (5) 登録名称 (第2条第2項各号に掲げる名称をいう。)
  - (6) 氏名及びフリガナ
  - (7) 生年月日
  - (8) 専門研修等の修了証番号
  - (9) 登録年月日
  - (10) 登録更新年月日
  - (11) 登録有効期限
- 2 前項のデータベースは、健康快適推進部が管理する情報システムのサーバ上に構築するものと する。

#### (登録証及び登録カードの発行)

第5条 中災防は、登録を行ったときは、登録証(様式第3号)及び心とからだの健康づくり指導者登録カード(様式第7号。以下「登録カード」という。)を当該登録に係る者(以下「登録者」という。)に交付する。

#### (登録の取消し)

- 第6条 中災防は、登録者から登録の取消しの申出があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当することとなったとき、当該登録者に係る登録を取り消すことができる。登録の取消を受けた者は、登録証及び登録カードを速やかに破棄するものとする。
  - (1) 登録申請に関する重要事項について、虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
  - (2) THP指導者としての品位を著しく傷つける行為があったとき。

#### (登録事項の変更)

第7条 登録者は、THP指導者登録申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにTHP 指導者登録事項変更届(様式第4号)を提出しなければならない。

#### (登録証及び登録カードの再交付等)

第8条 登録者は、登録証及び登録カードの記載事項に変更が生じたとき、又は登録証若しくは登録カードを滅失し、若しくは損傷した場合であって、登録証又は登録カードの書き換え又は再交付を希望するときは、THP指導者登録証及び登録カード書換・再交付申請書(様式第5号)に

第 12 条に定める手数料を添えて申請することにより、書き換え又は再交付を受けることができる。

2 前項の者は、滅失した登録証若しくは登録カードを発見したときは、遅滞なくこれを中災防に 連絡し破棄するものとする。

#### (登録の有効期間)

- 第9条 登録の有効期間は3年間とする。
- 2 一又は二以上の登録の有効期間中に他の種別のTHP指導者に係る登録を新たに受けた場合は、当該一又は二以上の登録の有効期間はその登録の日から当該他の種別のTHP指導者に係る 登録の有効期間が満了する日までとする。
- 3 中災防は、天災、感染症の流行等のやむを得ない状況が生じた場合には、必要な範囲で登録の 有効期間を延長することができるものとする。

#### (登録の更新)

- 第 10 条 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の満了する 1 月前までに THP 指導者登録更新申請書(様式第 6 号)又は中災防W e b サイト内のオンライン申込フォームに必要事項を記載し、レベルアップ研修履修等証明書(様式第 2 号)とその添付書類、第 12 条に定める手数料を添えて中災防に提出し、更新の申請を行うものとする。
- 2 中災防は、前項の規定に基づき登録の更新の申請を行った者が登録の有効期間の満了前3年以内に次のいずれかの活動により得られる単位(以下「活動単位」という。)を次条第6項に規定する算定方法により6単位以上取得したと認められるときは、その者に係る登録の更新を行い、登録の更新が認められないときは、理由を付してその旨を通知する。
  - (1) 次条第3項に規定するレベルアップ研修の履修
  - (2) 健康づくりに関連する学会又は講演会への参加及び専門誌への投稿等
- 3 中災防は、前項の規定により登録の更新を行ったときは、登録証及び登録カードを当該登録の 更新に係る者に改めて交付する。登録の更新により登録証及び登録カードの交付を受けた者は、 更新前の登録証及び登録カードを速やかに破棄するものとする。

#### (レベルアップ研修実施機関の認定等)

- 第11条 中災防は、登録者のTHPに関する知識及び技術の向上に資する研修を適切かつ継続的に実施することができると認められる研修機関を、その申請に基づき、レベルアップ研修実施機関として認定するものとする。
- 2 レベルアップ研修実施機関には、前項の規定による認定を受けた研修機関のほか、中災防及 び各都道府県THP推進協議会が含まれるものとする。
- 3 中災防は、レベルアップ研修実施機関(中災防を除く。)が行う第1項の研修のうち次のいず れかの内容を含むものを、その申請に基づき、レベルアップ研修として認定するものとする。
- (1) 国等の行う健康保持増進対策の動向
- (2) 労働者の健康保持に係る専門的な知識及び技術
- (3) 事業場における具体的な健康保持増進措置
- 4 レベルアップ研修には、前項の規定による認定を受けた研修のほか、業務規程に掲げる実務 向上研修が含まれるものとする。
- 5 第1項及び第3項に規定する認定の基準及び手続きは、理事長が別に定める。
- 6 活動単位は、次に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数が得られるものとする。

- (1) 第3項の規定による認定を受けた研修の履修 原則として研修の時間数を1.5時間で除して得られた数
- (2) 第4項の実務向上研修の履修 6単位
- (3) 健康づくりに関連する学会又は講演会への参加及び専門誌への投稿等 活動の種類及び内容に応じて理事長が別に定める数

#### (登録等の手数料)

第12条 登録等に関する手数料は別表のとおりとする。

#### (登録証及び登録カードの返納)

第 13 条 登録者が、その登録を取り消され、又は死亡したときは、その者、法定代理人又は相続 人は、遅滞なく中災防に連絡し登録証及び登録カードを破棄するものとする。

#### (情報の提供)

第14条 中災防は、登録者に対してTHPに関する最新情報を提供することとする。

#### (個人情報の取扱い)

- 第15条 中災防が登録者から取得した個人情報は、第4条から第8条まで及び第10条に定める諸 手続並びに第14条の規定による情報の提供を行うためにのみ使用するものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、この規程に定める業務に関して知り得た情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令並びに個人情報の保護・管理に関する規程(平成17年規程第399号)及び情報セキュリティ管理規程(平成23年規程第17号)に定めるところによるものとする。

#### 別表

73-3			
	申請等の区分	関係条項	料金(消費税別)
1	新たに登録申請をするとき	第3条	登録しようとする指導者の種別が1つの場合:6,000円 複数の指導者の種別について登録を受ける場合:6,000円に1つを超える種別毎に2,000円を加えた額
2	既に登録を受けている者が 他の種別について登録を受 けようとするとき	第3条	1 つの種別毎に 2,000円
3	登録証及び登録カードの再 交付等申請	第8条	2,000円
4	登録更新申請	第 10 条	登録の更新をしようとする指導者の種別が1つの場合:6,000円 複数の指導者の種別について登録の更新 を受ける場合:6,000円に1つを超える 種別毎に2,000円を加えた額

附則

(施行期日)

- 第1条 本規程は、平成9年4月1日から適用する。
- 第2条 心とからだの健康づくり指導者登録規程(昭和63年12月28日規程第172号)(以下「旧規程」という。)は廃止する。

(経過措置)

- 第3条 中災防が昭和54年より実施した中高年齢労働者総合的健康管理対策に基づいて養成された各指導者は、それぞれ次のとおり第2条に定める各専門研修修了者とみなす。
  - (1) 産業医ヘルスチェック研修を修了した医師 → 健康測定専門研修修了者
  - (2) ヘルスケア・トレーナー養成研修修了者 → 運動指導専門研修修了者
  - (3) 企業内へルスケア・リーダー養成研修修了者 → 運動実践専門研修修了者
- 第4条 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針第1号)」に基づいて養成された各指導者は、それぞれ次のとおり第2条に定める 各専門研修修了者とみなす。
  - (1) 健康測定研修修了者 → 健康測定専門研修修了者
  - (2) ヘルスケア・トレーナー養成研修修了者 → 運動指導専門研修修了者
  - (3) ヘルスケア・リーダー養成研修修了者 → 運動実践専門研修修了者
  - (4) 心理相談員養成研修修了者 → 心理相談専門研修修了者
  - (5) 産業栄養指導者養成研修修了者 → 産業栄養指導専門研修修了者
  - (6) 産業保健指導者養成研修修了者 → 産業保健指導専門研修修了者
- 第5条 平成14年3月31日までの間は、平成9年3月31日以前に前2条の規定により専門研修 とみなされた研修を修了した者については、第4条第2項の申請に必要とされるレベルアップ研 修の単位数は、6単位とする。
- 第6条 平成14年3月31日までの間は、平成9年3月31日以前に、旧規程に基づき登録した者の第11条の申請に必要とされるレベルアップ研修の単位数は6単位とする。

#### 附則

本規程は、平成13年7月1日から適用する。

本規程は、平成15年4月1日から適用する。

本規程は、平成17年4月1日から適用する。

本規程は、平成19年7月1日から適用する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成22年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に改正前の心とからだの健康づくり指導者登録規程(以下「旧規程」と

- いう。)の規定により中災防が行った登録その他の行為は、改正後の心とからだの健康づくり指導者登録規程(以下「新規程」という。)の相当規定により行ったものとみなす。
- 2 旧規程第2条第2項の名簿は、この規程の施行の日において、新規程第2条第1項のTHP指導者登録名簿になるものとする。
- 3 旧規程第5条その他の規定により交付、書き換え又は再交付された登録証及びTHP指導者 登録カードは、新規程の相当規定によりそれぞれ交付、書き換え又は再交付された登録証及び THP指導者登録カードとみなす。

#### 附則

(施行期日)

- 第1条 本規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 第2条 この規程の施行前に改正前の心とからだの健康づくり指導者登録規程(以下「旧規程」という。)の規定により中災防が行った登録その他の行為は、改正後の心とからだの健康づくり指導者登録規程(以下「新規程」という。)に基づいた行為と同等とみなすこととする。
- 第3条 平成30年9月30日までの間は、平成25年9月30日以前に、登録の対象となる専門研修 を修了し、かつ、修了後5年を経過していない者については、新規程第3条に基づいた登録の申 請を行うことができることとする。
- 第4条 平成25年9月30日までの間、新規程第4条第1項(11)登録有効期限が平成26年3月31日以前の登録者については、旧規程第10条に基づき、登録更新手続きを行うことができることとする。

#### 附 則

本規程は、令和元年6月1日から施行する。

#### 附則

- 第1条 本規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 第2条 この規程の施行前に改正前の心とからだの健康づくり指導者登録規程の規定により中災 防が行った登録その他の行為は、改正後の心とからだの健康づくり指導者登録規程に基づくも のとみなす。

#### 附則

- 第1条 本規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 第2条 この規程の施行前に改正前の心とからだの健康づくり指導者登録規程の規定により中災 防が行った登録その他の行為は、改正後の心とからだの健康づくり指導者登録規程に基づくも のとみなす。

### 附則

- 第1条 本規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 第2条 この規程の施行前に改正前の心とからだの健康づくり指導者登録規程の規定により中災 防が行った登録その他の行為は、改正後の心とからだの健康づくり指導者登録規程に基づ くものとみなす。

# 新規

# T H P 指 導 者 登 録 申 請 書

(医師・トレーナー・リーダー・心理・栄養・保健・マネジャー)

《元号》 年 月 日

## 中央労働災害防止協会会長 殿

		手数料を添え <sup>.</sup>					登録	昏号					
		こ該当するとき ゾその必要書類 <del>-</del>		ッアップ研(	<b>修履修</b> 等	等証明書	登録年	月日					
フ	リ ガ ナ								生	年	月	日	
	氏 名									年	月	E	生
		₹											
	口自宅												
						,	TEL	(		)			
*1 送		フリガナ											
付先		名称											
	□勤務先	部署名											
		住所	₹				TEL		(		)		
日月	<b>星連絡先</b> *2	□自宅	口勤	務先	□そ	の他	TEL		(		)		
	e-mail			T	@					1			
修	了研修会名												
修	了 証 番 号	<u>第</u>	<u>号</u>	<u>第</u>		<u>号</u>	<u>第</u>		<u>号</u>	<u>第</u>			<u>号</u>
修	了年月日	年月	日	年	月	B	年	月	日		年	月	日
氏	え名の変	: 更	7	<b>f</b>	無	IΒ	氏名(					)	

- \*1 送付先欄には、登録証・登録カード等の送付先として希望するいずれかの□に**レ**印をつけ、必要事項をご記入ください。どちらか一方にご記入いただければ結構です。
- \*2 日昼連絡先欄は、日昼連絡のとれる連絡先いずれかの□にレ印をおつけください。

# レベルアップ研修履修等証明書

(医師・トレーナー・リーダー・心理・栄養・保健・マネジャー)

《元号》 年 月 日

氏 名	
-----	--

	研修会・講習会、学 (研修修了・学会				単位数	回数	単位計	提出書類 (下記番号を記入)
1	(	年	月	日)				
2	(	年	月	目)				
3	(	年	月	日)				
4	(	年	月	目)				
5	(	年	月	目)				
6	(	年	月	日)				
7	(	年	月	日)				
8	(	年	月	日)				
9	(	年	月	日)				
10	(	年	月	日)				
	合	計						

※単位の有効期間は登録有効期限(または登録を申請する日)からさかのぼって3年以内です。

### 添付書類 (以下のいずれかの写しを添付すること)

- ① 参加した研修の修了証(中災防主催の研修を修了した場合は必要ありません)
- ② 受講料(参加料)の領収書
- ③ 参加票・受講票
- ④ 学会・研修会等の発表抄録
- ⑤ 投稿した専門誌 その他参加したことが証明できるもの

# 登 録 証

《氏名》

あなたは中央労働災害防止協会が定めた「心と からだの健康づくり指導者登録規程(平成9年規 程第267号)」に基づき下記のとおりTHP指導 者として登録されていることを証します

登録名称《》

登録番号 第《 》号登録年月日 《 》年《》月《》日登録有効期限 《 》年《》月《》日

中央労働災害防止協会 会 長 《 》

## 更新

# THP指導者登録事項変更届

(医師・トレーナー・リーダー・心理・栄養・保健・マネジャー) 《元号》 年 月 日

## 中央労働災害防止協会会長 殿

下記のとおり、登録事項に変更があるので、変更届を提出します。

	変更	<b>更</b> 事項	変	更	前	(ま	たに	ま変す	[なし	L)		変	5	更	í	发	
	フ!	Jガナ															
	氏	名															
	口自宅	住所	Ŧ	TE	<u> </u>	(		)			₹	TEL		(	)		
		フリガナ						<u>,                                     </u>					•				
*送付先		名 称															
先		部署名															
	□勤務先	住所	₹	TE	EL.	(		)			₹	TEL		(	)		
	日昼週	<b>連絡先</b> *2	TEL	自自	Ē (	□勤剂 )	务先		その	他	TEL	]自宅		) )	ŧ [	コその	他
	e-	mail								@							
		指導者の種別	(			)	(			)	(		)	(			)
,	登録内容	登 録 番 号	第			号	<u>第</u>			号	第		号	<u> </u>	5		号
		登録有効期間		年	月	日 <sup>まで</sup>		年	月	日 まで	:	年 .	月 E まで		年	月	日 まで

<sup>\*1</sup> 送付先欄は、書類・機関誌等の送付先として希望するいずれかの□に**レ**印をつけ、必要事項をご記入ください。 どちらか一方にご記入いただければ結構です。

<sup>\*2</sup> 日昼連絡先欄は、日昼連絡のとれる連絡先いずれかの□に▶印をおつけください。

# 書換・再交付

# THP指導者登録証・登録カード書換・再交付申請書

(登録証のみ・登録カードのみ・両方)

(医師・トレーナー・リーダー・心理・栄養・保健・マネジャー)

《元号》 年 月 日

## 中央労働災害防止協会会長 殿

下記のとおり、手数料を添えて申請します。

	フリガナ								生	年	月	日	
	氏 名									年	月	日	生
	口自宅	₹				TEI		(		)			
		フリガナ											
* <sup>1</sup> 送 付		名称											
先	□勤務先	部署名											
		住所	₹				TE	L	(		)		
日昼	<b>圣連絡先</b> *2	口自宅	□勤務先		□そのイ	也	TEL	-	(		)		
	e-mail				@								
		指導者の種別	(	)	(		)	(		$\sim$	(		)
	登	登録番号	<u>第</u>	号	<u>第</u>		号	<u>第</u>		号	<u>第</u>		<u>号</u>
		登録有効期間	年 月	日 まで	年	月	日 まで	年	月	日 まで	年	月	日 まで
=	書換・再交	付の理由	氏名変更(旧	氏名		)	- 約	失・そ	の他	(			)

<sup>\*1</sup> 送付先欄は、書類・機関誌等の送付先として希望するいずれかの□に**レ**印をつけ、必要事項をご記入ください。 どちらか一方にご記入いただければ結構です。

<sup>\*2</sup> 日昼連絡先欄は、日昼連絡のとれる連絡先いずれかの□に**レ**印をおつけください。

## 更新

# T H P 指 導 者 登 録 更 新 申 請 書

(医師・トレーナー・リーダー・心理・栄養・保健・マネジャー) 《元号》 年 月 日

## 中央労働災害防止協会会長 殿

下記のとおり、レベルアップ研修履修等証明書(様式第2号)及びその必要書類並びに手数料を添えて申請します。

フ	IJ	ガナ										生	年	月	日	
	氏名	呂											年	月	日	生
	口自	宅	〒					TE	ĒL.		(		)			
*1 <b>送</b>			フリガナ	-												
付先			名称													
	□勤	務先	部 署 名													
			住 所	₹					TE	:L		(		)		
		<b>先</b> *2	口自宅	口勤	務先		口その	の他	TE	L		(		)		
	e-ma	ıil					@			1			T			
			指導者の種別	(		)	(		)	(			)	(		)
	登 内	録 容	登録番号	<u>第</u>		号	<u>第</u>		号	<u>第</u>			<u>号</u>	<u>第</u>		号
			登録有効期間	年	月	日 まで	年	月	日 まで	年	J	月	日 まで	年	月	日 まで
	氏	名の	変 更	有	•	無		旧氏	名	(					)	

<sup>\*1</sup> 送付先欄は、書類・機関誌等の送付先として希望するいずれかの□に**レ**印をつけ、必要事項をご記入ください。 どちらか一方にご記入いただければ結構です。

<sup>\*2</sup> 日昼連絡先欄は、日昼連絡のとれる連絡先いずれかの□にレ印をおつけください。

# 心とからだの健康づくり指導者登録カード

登録カード 表

. 名(			
<b>登録有効期限</b> (			T
国人コード (			
登録名称	登録番号	登録名称	<b>登録番号</b>
健康測定研修修了医師		産業栄養指導者	
ヘルスケア・トレーナー		産業保健指導者	
ヘルスケア・リーダー		健康づくりマネジャー	
心理相談員	1.49	IISHA	rh *** R±

## 登録カード 裏

中央労働災害防止協会が定めた「心とからだの健康づくり指導者登録規程 (平成9年 規程第267号)に基づき登録されていることを証します。

◆注意事項

仕息事場 1.本登録カードは大切に保管してください。 2.本登録カードを紛失したときは、早急に発行者までご連絡ください。

発行者:中央労働災害防止協会 連絡先:健康快適推進部 企画管理課



〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館6階 TEL:03-3452-2517(タイヤルイン) e-mail:kenko@jisha.or.jp FAX:03-3453-0730 ホームページ:http://www.jisha.or.jp/

カードサイズ: たて: 5.4 cm よこ: 8.5 cm